

発達障害の理解とサポート



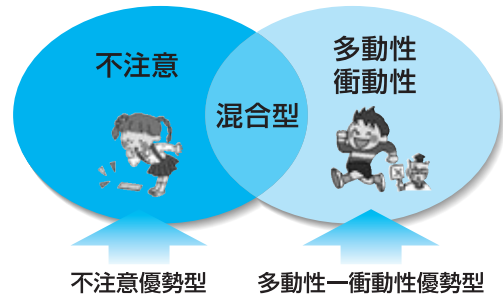
おだ ひろのぶ
小田 浩伸さん
(大阪大谷大学
教育福祉学部准教授)

1. 発達障害とは何か

発達障害について、ここ数年大きく取り上げられるようになってきました。文部科学省が実施した全国実態調査(2002年)からは、小・中学校の通常の学級に在籍している子どものうち、発達障害により学習面、行動面、対人関係面で特別な教育的支援を必要としている子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されました。これは、40名のクラスでは、2~3名いるという数値になり、しかも、その困難の状態は様々です。

発達障害とは、発達障害者支援法による定義(第2条)では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。発達障害の代表的なものとしては、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症・アスペルガー症候群などがあります。

注意欠陥多動性障害(ADHD)



<注意欠陥多動性障害(ADHD)とは>

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。その特徴には、不注意優勢型と多動性・衝動性優勢型と、その混合型があります。

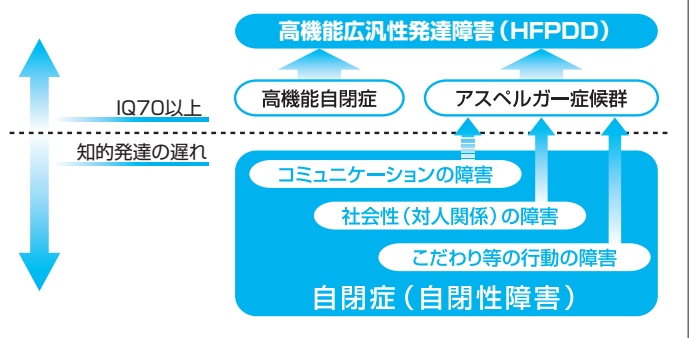
学習障害(LD)



<学習障害(LD)とは>

基本的には知的障害のような全般的な知的発達の遅れは見られないが、学習の成果(成績)、行動観察、詳細な心理検査等により、学習上の基礎的能力である「聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力」を習得し、使用することについて、一つないし複数の著しい困難があると見られる様々な状態を総称したものです。

広汎性発達障害(PDD)



<広汎性発達障害(PDD)とは>

①相対的な対人関係の質的障害、②コミュニケーションのパターンにおける質的障害、③幅狭く常同的で反復的な行動・興味・活動のパターン、の三つの領域に問題があることで特徴づけられる障害のことをいいます。一般的に、広汎性発達障害は、知的障害のある自閉症から知的障害のない自閉症までを包括する自閉症の上位概念として認識されていて、自閉症に類似した特性をもつ障害(高機能自閉症、アスペルガー症候群等)の総称として用いられています。高

機能自閉症とは、自閉症の三つの特徴を有しながら、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、アスペルガー症候群は、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものをいいます（言葉の遅れがなく、流暢に話す人も多くいますが、話し方が一方的になり、会話のやりとりが継続しにくい等の特徴がみられます）。

2. 発達障害をどのように理解するか

発達障害における学習面、行動面、対人関係面などの困難の状態は様々で、医学的診断を受けていない場合の方が圧倒的に多いと思われます。また、同じ診断名であっても、その個性や特性、発達の状況や環境（場）によってその現れ方はさまざまです。そして、数年が経ってから診断名がかわったり、「LD・ADHDを併せ有するアスペルガー症候群」と診断されることもある等、診断名で障害や特性をひとくくりに理解することはできません。つまり、一人一人の個性や特性を理解するという観点が大切なのです。

発達障害のある子どもたちが困っている様子としては、「漢字が覚えられない」「計算がわからない」「いつもイライラしている」「友だちができない」「いじめられる」「いつも忘れ物を注意される」等がよく聞かれます。こうした困難な状態に適切な対応がなされず、子どもが困っていることに気づかないでいると、自信を失って自己評価が低下し、不登校や引きこもり、周囲への反発、いじめなどの二次障害を引き起こすこともあるので、注意する必要があります。こうした二次障害の方がもともともっている障害よりも深刻になることがあります。発達障害は、『理解と支援を必要とする個性』としてとらえていく必要があります。

3. 発達障害者とともに生きるために大切な周りの理解とサポート及び自己理解

私たちがめざすべき社会は、障害の有無にかかわらず、さまざまな個性や特性のある人たちが、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会です。その実現のためには、障害

について正しく理解することが不可欠です。発達障害の理解の難しさは、全般的な知的発達の遅れがないこと、外見上ではわからないこと、その場面や状況によって特徴の現れ方が違うこと等にあると思われます。

発達障害者とともに生きていくためには、周りの人による発達障害についての適切な理解と必要なサポート、そして、発達障害者自身が自分の特性や個性について、自己理解を深めていくことの両面が大切であると思われます。

発達障害の理解とサポートについて一例を挙げてみます。発達障害のある人の多くは、否定的な言動に敏感ですから、大声で叱ったり、否定・断定的な注意をしたりすることは逆効果になります。丁寧な説明対応や、状況を比較して本人自身に気づきをうながす支援の観点が大切です。また、サポーターが興奮したり、感情的になると、それに相乗して気持ちが高まっていくこともあるので、できるだけ冷静に対応していくことも必要です。学習課題や作業を継続して進めていく際には、できるだけ刺激の少ない静かな環境を設定していくことも有効です。また、「どっちでもいいから」「適当なところで…」という抽象的なことばより、「…をお願いします」「…（時まで）します」等と指示やルールを明確に示す工夫も大切です。こだわり行動については、それをどう活用して次に繋げていくかを考えることも必要です。

次に自己理解についてですが、例えば、「…は得意だけど、…は不得意」「〇〇はできるけど、〇〇はできない」等を他者に伝えることができると、人とのつき合いが楽になります。こうした自分の得意なことや強い力については、できるだけ早い時期から聞いて実感しておくことが大切です。さらに、自分の不得意なことを知っておくことも、自己理解として重要になってきます。

以上のように、多くの人たちによる“ナチュラルサポート”が定着していくこと、そして、さまざまな個性や特性のある人たちが、共に学び、共に育っていく方法を考えて実践していくことが私たちの役割なのです。

用語解説

● 障害者雇用率

障害者の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「障害者雇用率」制度が設けられています。一定数以上規模の事業所は、雇用している常用労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合を次の率以上にしなければならないというものです。

区分	国及び 地方公共団体 (職員数48人以上)	都道府県等の 教育委員会等 (職員数50人以上)	特殊法人及び 独立行政法人 (労働者数48人以上)	民間企業 (労働者数56人以上)
率(%)	2.1	2.0	2.1	1.8

● 発達障害者支援法

発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められています（2005（平成17）年4月施行）。